

愛知県公立大学法人役員報酬規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="252 296 736 323">附 則（令和5年2月27日規程第4号）</p> <p data-bbox="184 346 750 373">〔沿革〕 <u>令和5年3月31日規程第19号改正</u></p> <p data-bbox="184 401 1023 428">1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="184 451 498 478">（理事長の年俸の額の特例）</p> <p data-bbox="184 504 1484 583">2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p data-bbox="231 606 516 634">18,829,000円</p>	<p data-bbox="1587 296 2071 323">附 則（令和5年2月27日規程第4号）</p> <p data-bbox="1519 401 2359 428">1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="1519 451 1834 478">（理事長の年俸の額の特例）</p> <p data-bbox="1519 504 2819 583">2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p data-bbox="1567 606 1852 634">18,829,000円</p>

2 変更理由

役員報酬については、愛知県の指定職給料表適用者に準じていることから、年俸の額の特例期間が延長されたことに伴い改正した（理事長の給与抑制の期限の延長）。